

辰野町第五次行財政改革大綱

(平成23年度～27年度)

長野県辰野町

目 次

I. はじめに	1
II. 第四次行革大綱の検証	1
1. 取り組みの経過	1
2. 取り組みの結果	2
III. 行財政改革の必要性	2
IV. 行財政改革の基本方針	3
V. 行財政改革の具体的方針	4
1. 開かれた行政の推進	4
2. 住民と協働した行政運営の推進	4
3. 情報化の推進による行政サービスの向上	5
4. 効率的な行政運営の推進	6
5. 効率的で健全な財政運営の確立	10
6. 人事制度の見直しと人件費の抑制	12
VI. 大綱の取り組みの方法	13
1. 取り組みの期間	13
2. 大綱の改定	13
3. 推進の方法	13
4. 進行の管理	14

I. はじめに

辰野町では、昭和61年3月「第一次行政改革大綱」、平成8年3月「第二次行政改革大綱」、平成10年11月「第三次行政改革大綱」を制定し、その時々に対応した行政改革を推進してきました。

平成17年3月に3次にわたる行政改革の成果をふまえ、「住民と行政の協働のまちづくり」をテーマに「辰野町第四次行財政改革大綱」（以下「第四次行革大綱」という。）、「辰野町第四次行財政改革大綱推進プログラム」（以下「第四次行革プログラム」という。）を制定し、足腰の強い「まちづくり」への取り組みを目指してきました。

第四次行革大綱では住民と行政が一体となって進めてきた協働のまちづくりの結果、173項目のプログラムの内、職員の削減や財政指標など多くの項目で目標を達成することができました。しかし、一部の項目において十分な成果を上げるまでには至っていません。

したがって、これまでの行財政改革の取り組みを検証した上で、今後の行財政改革の方針を新たに定めていく必要があります。

「辰野町第五次総合計画」（以下「第五次総合計画」という。）の将来像である「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」を実現するため、辰野町の実行財政改革の指針である「辰野町第五次行財政改革大綱」（以下「第五次行革大綱」という。）を策定し「住民と行政の協働のまちづくり」により、住民サービスの向上と行財政の健全化を目指します。

II. 第四次行革大綱の検証

1. 取り組みの経過

第四次行革大綱は、平成16年度から21年度までの6年の期間とする計画でしたが、第五次総合計画の実施年度に合わせるため、1年延長して平成22年度までの期間とする計画に変更しました。第四次行革大綱の基本方針である「住民と協働のまちづくり」は、「住民」を行政サービスの対象としての顧客と位置づけ、数値目標による行政評価、行政組織の簡素化、指定管理者制度の採用など、効率的な行財政の運営と「協働のまちづくり」の理念に基づき、職員の意識改革とともに地域住民が積極的に関わることによって地域活性化を目指していました。

行財政改革の具体的方針として

1. 開かれた行政の推進
2. 住民と協働した行政運営の推進
3. 地域産業の推進

4. 情報化の推進による行政サービスの向上
5. 効率的な行政運営の推進
6. 効率的で健全な財政運営の確立
7. 人事制度の見直しと人件費の抑制

の7つを基本目標とし、各基本目標の下に、173項目の具体的取り組み項目を定め、目標を設定して改善、改革を目指してきました。

2. 取り組みの結果

平成22年度までの7年間を終えて、第四次行革大綱の取り組み状況は、A評価87項目、B評価61項目、C評価12項目、D評価3項目、E評価10項目となりました。

実施状況の点検基準については以下のとおりです。

実施状況	点 検 基 準
A	初期目的をほぼ達成（実施内容等の目標の80%から100%を達成）
B	初期目的の達成のために努力はしたが、計画目標に達しない。 (実施内容等の目標の50%から79%を達成)
C	初期目的には達せず今後検討、研究の余地がある。 (実施内容等の目標の49%以下)
D	未実施
E	検討の結果、他の施策との優先性を考慮し、当分の間実施を見送る。または、計画の変更及び中止。

第四次行財政改革は、ある程度達成できたとみなすことができますが、計画より遅れた事項、取り組みがなされなかった事項もいくつかありました。

また、目標値の設定には、具体的数値目標を設定することができない項目もあり、取り組み事項に対して客観的にどう評価するかといった課題もあり、これらの改善に向けた検討が必要となります。行財政の効率的運営を進めた結果、17億円以上を超える効果が出ているものの、住民サービスの向上にどう反映されているかが不明確なため、行財政改革の取り組みが十分住民に理解されていない面もありました。

Ⅲ. 行財政改革の必要性

リーマンショックに端を発した景気後退も、持ち直し局面にありましたが、3月に発生した東日本大震災の影響により、国の財政状況の更なる悪化が懸念され、また、ギリシャの国家財政破綻の危機は、欧州通貨の信用不安につながり、円高と併せ国の内外とも社会経済情勢が混沌としている状況です。

一方、地方財政については、地域経済の低迷に伴う地方税収の低下や国の財政状況の悪化など、今後の状況は不透明です。当町においても、税収は期待できない状況のなか、起債事業である町立辰野総合病院整備事業（移転新築）、湯舟配水池整備事業、役場庁舎耐震改修事業など大型事業が進行・予定されています。今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、引き続き健全財政堅持に向けて行財政改革を進めていく必要があります。

このようななかにおいても新たな行政需要や住民ニーズは留まることなく、地方分権等、国の動向をふまえた「より良い地域社会」の実現は、地方自治体に課された責務となっています。

各種施策の検証と事業の「選択と集中」を行い、継続可能な行財政基盤を確保して、住民ニーズに対応した行政経営を目指す必要があります。このために、行財政運営を「管理の論理」（注1）からさらに「経営の論理」（注2）を重視したものにしていきます。

この第五次行革大綱は、辰野町行財政改革推進本部会による第四次行革プログラムの評価、住民説明会からの意見、提言、辰野町行財政改革推進委員会（以下「行財政改革委員会」という。）からの答申等により策定しました。

（注1） 「管理の論理」とは、法令・制度を守り、間違いや落ち度がないこと、予め計画に従って遅滞なく正確に執行することを重視した価値観をいいます。

（注2） 「経営の論理」とは、計画立案、実行、評価、改善という一連の過程（P D C Aサイクル）により成果を高めていく行為などをいいます。

IV. 行財政改革の基本方針

当町では、第五次総合計画に基づき、町の将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」及び町の将来ビジョン「一大居住拠点都市構想」の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、新たな行政需要と地方分権の時代に対応するために、これまで以上に簡素で効率的な行政運営に努め、活力あるまちづくりを進めます。

行政は住民に対する最大のサービス業であり、また、住民は大切な顧客であるという認識を持って多様な住民ニーズに的確に対応していきます。そのためには、安定した財政基盤の確立が必要です。限られた財源と人材を最大限活用して、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、コスト意識を持って行政経営を行います。第五次行革大綱では、第四次行革大綱の基本方針を変更することなく「住民と行政の協働のまちづくり」を基本方針として取り組んでいきます。

第五次行革大綱の実現のため、第四次行革大綱と同様に「第五次行財政改革大綱推進プログラム」（以下「第五次行革プログラム」という。）を作成し、

年度ごと、各項目ごとに進行管理を行い、広く住民の皆様の結果を公表していきます。

第五次行革大綱、第五次行革プログラムは、平成27年度までの5年間を取り組み期間としていますが、第五次総合計画、実施計画とともに、今後の計画や方針に反映させていきます。

V. 行財政改革の具体的方針

1. 開かれた行政の推進

町政への要望や意見を広く求め、住民の声を生かした行政運営を推進するため広聴活動の充実に努めます。

また、公正で開かれた町政と住民の町政参加をより一層推進するために、行政情報の公開を進め迅速で詳細な情報提供に努めます。

(1) 住民意見の反映、広聴活動の充実

住民が求めるものを有効に行政運営に反映させ、また、広聴活動を通じて多様化する住民意識の把握に努めます。

① 住民の声を町政に反映させる体制の確立

行政からの一方的な伝達のスタイルではなく、住民の声を町政に反映させることにより、住民が主役のまちづくりを進めます。

《1》～《5》

※《》は別冊の大綱推進プログラムの「行革コード」です。(以下同じ)

(2) 情報公開の推進

住民と情報を共有し町政への信頼度を高めるために、情報を正確・迅速に提供し、広報誌をはじめとする様々な手段を活用して町政に関する情報をわかりやすく住民に提供する等、情報公開を進めるとともに個人情報情報の適正管理に努めます。

① わかりやすい情報公開

住民が求めている情報が何かを把握し、正確、迅速、わかりやすい情報提供に努めます。

《6》～《8》

2. 住民と協働した行政運営の推進

かつての行政運営は、住民のあらゆる要望を満たすことを重視した運営をしてきました。このことが行政の肥大化や財源不足を招いた一因であると言われていています。多様化・高度化する行政課題のすべてに対して行政だけで対応することが困難な情勢となっています。このため、「町政の主人公は住民」という基本理念のもとに、住民と行政がそれぞれの役割・責任を認識し合い、住民や

地域、各種団体等が行政と連携・協力しながらその持てる知恵と力を出し合っ
て「協働のまちづくり」を進めて行く必要があります。

(1) 自助・互助・公助によるまちづくりの推進

「まちづくり」においては、個人や家族でできることは個人や家族自らが行
い（自助）、個人や家族ではできないことは地域等で取り組み（互助）、個人
や家族、地域でできないことは行政が担う（公助）ことを基本としてきました。

住民・地域・各種団体等・行政が、自助・互助・公助の役割分担を明確にし、
自立の精神をもってお互いに協力し、協働のもとにまちづくりを一層推進して
いきます。

① まちづくり団体の育成と連携促進

少子化・高齢化の進行、社会経済構造の変化は、私たちの暮らしに自身で
は解決が難しい様々な課題をもたらしています。そのような課題は、身近な
生活の場である地域の支援や協力により解決していくことが期待されていま
す。こうしたなか、男女共同参画の進展とあいまって住民が自ら暮らしの課
題解決に向けて主体的に取り組んでいこうとする動きが活発化しています。
NPO（民間非営利団体）やボランティア団体・地域活動団体等、まちづく
り団体の一層の育成を図り、これらの団体との連携を推進します。

《 9 》～《 1 5 》

② 住民参加による地域生活環境の整備

ごみの減量、省エネルギー対策や、住宅前の清掃等の個人レベルから公園
や地域の史跡等の維持管理、まち並みの美化等地域レベルでの身近な活動を
進めていくために住民自らが話し合い、提案し、実行、実現できるように努
めるとともに広い分野で気軽に参加できるような環境づくりを進めます。

《 1 6 》

③ 資材支援による協働作業の促進

身近な道路、用水路などを町から支給された材料により、自分たちで修
理・修繕をすることで地域を愛する気持ちを大切にします。

《 1 7 》

④ 協働のまちづくり支援金事業の推進

住民等地域活動団体が行う地域活性化事業を支援します。

《 1 8 》

3. 情報化の推進による行政サービスの向上

住民視点に立った電子行政サービスの拡充で、いつでも・どこでも・誰でも
利用できる行政サービスの提供を目指します。

(1) 情報化の推進による行政サービスの向上

住民の利用頻度が高く、需要も多いサービスを中心に、さらなる電子行政サ
ービスの拡充を図ります。

① 電子行政サービスの拡充

電子申請等の拡充による行政手続きのオンライン化、税、料金の徴収方法を窓口納付・口座振替・コンビニ納付に加えて、クレジット等複数の手段から選択できるように収納方法の拡大に取り組みます。

《 1 9 》～《 2 0 》

② 協働のまちづくりのための情報提供

『広報たつの』、告知放送、行政チャンネル、ホームページ等複数の手段により生活やまちづくりに必要な情報の提供をします。

ホームページについて、掲載情報の充実を図るとともに、お問い合わせコーナーを設置し、住民からの質疑に応え、意見・要望を収集します。

安心・安全なまちづくりを推進するためメール配信サービスの登録促進と、告知システムの構築・運用に取り組みます。

情報公開に対応し住民への迅速な情報提供と効率的な検索・管理ができる文書管理システムの更新について研究します。

《 2 1 》～《 2 2 》

4. 効率的な行政運営の推進

厳しい財政事情のなかで、更なる行政のスリム化、効率化が求められており、経費の節減、合理化、事務事業の見直し等を一層進める必要があります。

また、町有財産の適正な管理運営による有効活用、指定管理者制度を活用した運営管理コストの節減、選択と集中による予算編成等による更なる効率化を進めます。

さらに、限られた人材のなかで職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し効率的な行政運営を図ります。

(1) 事務事業の見直し

事務事業については、行政評価システムの活用により、効率的な行政運営を目指します。新たな行政課題や住民ニーズの変化に的確に対応し、初期の目的を達成したもの、必要性の薄れたもの、時代の要請に合わなくなったもの等を再点検し、廃止・縮小・民間委託等を含めた見直しに努めます。

① 効果的福祉給付事業の推進

各種の制度や施設を十分に活用し、個人と地域と行政が自助・互助・公助の認識のもと、連携をもって体系的に行う福祉の確立を目指します。

《 2 3 》

② 子育て支援事業の充実

次代を担う子どもの健やかな成長を願い子育て支援事業の充実を図ります。

《 2 4 》

③ 保育園適正配置計画の推進

保育園の統廃合を検討し、経費の削減と効率化を図るとともに、老朽化の

進んだ保育園の改築・移転新築を推進します。

《 2 5 》

④ 川島小学校のあり方の検討

児童数の動向をふまえ、今後のあり方について地域とともに協議・検討します。

《 2 6 》

⑤ 診療所のあり方の検討

第一診療所及び川島診療所の施設は老朽化し医師確保も困難な状況から、今後のあり方について地域とともに協議・検討します。

《 2 7 》

⑥ 支所のあり方の検討

小野支所及び川島支所利用者の減少をふまえ、今後のあり方について地域とともに協議・検討します。

《 2 8 》

⑦ 小野図書館のあり方の検討

施設の老朽化をふまえ、町図書館の移動図書館の活用や放課後教室との連携をとるなかで今後のあり方について地域とともに協議・検討します。

《 2 9 》

⑧ 土づくりセンターのあり方の検討

土づくりセンターの機械の老朽化等により存続も含め、今後のあり方について検討をします。

《 3 0 》

⑨ イベントの見直し

住民が一体感を持つことができるイベント及び講座等を開催します。住民の意向を把握し、形骸化しているもの・参加者が減少傾向にあるもの・費用対効果の面から継続することに問題があるもの等について、廃止・縮小・統合・隔年実施等町関与のあり方の見直しを図ります。なお、継続実施する場合についても経費削減を図るため、その内容の見直しを行い重点化・簡素効率化に努めます。

また、イベント等の実施にあたっては、住民へのPRを強化するとともに、住民が主体的に活動してもらうように取り組みます。

《 3 1 》

⑩ 各種負担金・補助金の見直し

負担金・・・実施計画ヒアリング、予算編成時において関係部署での内容確認を強化して、必要のある事業に対してのみ予算計上します。新規の事業について、法令等に定めのあるものを除き、構成機関と十分協議を行い縮減に取り組みます。

補助金・・・すべての町単独補助金について、その必要性や公平性、補助金の目的の達成度等について毎年行う補助金評価に基づき見直しを行います。事業に対する補助金は集約して総額をコントロールして管理します。

《 3 2 》

⑪ 各種統計業務の見直し

各種統計業務の調査員を一般から募集するとともに、統計事務に秀でた者の育成を図ります。

《 3 3 》

(2) 公営企業等の経営改善

独立採算性、受益者負担の原則に基づき、費用対効果を常に念頭におきながら、簡素で効率的な公営企業等の経営改善を進めます。

① 町立辰野総合病院

医療連携を推進しながら、患者の確保、信州大学医局を中心とした医師の確保、職員の適性配置とコスト管理等の実施により収益性を確保し経営の改善を進めます。地域住民の健康増進と精神的やすらぎ、第2次救急病院としての役割等を考慮し特色ある病院経営を目指します。

また、上伊那地域医療再生事業（上伊那医療圏）に基づき、伊那中央病院・昭和伊南総合病院との機能分担と連携を進めます。

《 3 4 》～《 3 6 》

② 福寿苑のあり方と施設の活用

老人保健施設から特別養護老人ホームに転換し、併せて民間社会福祉法人により新築・運営をする方向で進めます。また、現施設の活用について検討します。

《 3 7 》

③ 上水道事業（上水道事業会計・小野簡易水道特別会計）会計の経営の統合

水道水は住民の生活に最も重要な位置付けをされており、長期的で低廉料金のまま安定供給することが理想です。新たな水源の確保、水源の統合、新たな住宅地域への給水の検討等、需要に対応できる安全で安定した水道水の供給を図ります。施設等の計画的な維持・更新を行いながら、水道メーターを計画的に更新し、適正な水道料の算定を行います。今後、上水道事業会計・小野簡易水道特別会計の統合を図ります。

《 3 8 》

④ 国民健康保険会計の健全化

国の医療制度の改革や高齢化の進行、医療技術の高度化により医療費の伸びは著しく、国保財政は厳しい経営を余儀なくされています。現在、国保の広域化が検討されていますが、合併までは安定した運営を図っていきます。

《 3 9 》

⑤ 介護保険会計の健全な運営の推進

かかりつけ医や主治医を確保したり、地区介護予防事業や2次予防対象者（注1）把握事業を推進して介護予防の充実を図ります。

また、早期発見、早期治療、住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう

な在宅介護を推進します。

《 4 0 》

(注1) 2次予防対象者とは65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者をいいます。

(3) 組織・機構の見直し

職員体制の見直しとともに組織・機構の見直しを行い、意思決定の経路を短くして、住民要望に迅速に対応できる体制にします。

① 課の再編成の検討

住民ニーズに対応し、わかりやすい組織と適正・迅速な処理によりコストの縮減を目指します。

《 4 1 》

② プロジェクトチームの編成

多岐にわたる行政課題に対応するため、組織の枠を超えたプロジェクトチームを編成し、弾力的な組織運営を行い行政サービスの迅速化を図ります。

《 4 2 》

③ 常勤特別職、議会議員、各種委員会の報酬と各種委員会の定数の見直し

常勤特別職、議会議員、各種委員会の報酬と各種委員会の定数の見直しを行います。

《 4 3 》

(4) 公共施設の利活用の推進

入場者・利用者が少なく多額な経費を必要とする施設の見直しを行い、利用状況や住民ニーズ、施設の必要性を含めてあり方について検討します。

① 美術館の管理・運営の検討

当分の間冬期休館を継続し、経費節減に努めます。但し、概ね10人以上の予約開館を行います。

企画展・常設展等のあり方について検討し、ホームページ等でのPRを通じて入館者増を図ります。

《 4 4 》

② 荒神山ウォーターパークのあり方の検討

修繕費と管理費の増大による不採算にともない、平成16年度から休業中のウォーターパークのあり方について検討します。

《 4 5 》

(5) 民間委託等の推進

各業務の見直しを行い、民間等に委託できるものや協働できるものは委託・移譲し経費の削減や効率化を図ります。

① 給食業務の集中化及び民間委託への検討

学校・保育園給食業務の集中化及び民間委託等を進め経費削減と効率化を

図るため引き続き検討します。病院・福寿苑の給食部門については業務委託をさらに拡大します。

《 4 6 》～《 4 8 》

② 小・中学校校務技士の業務の共同処理・センター化の検討

校務技士は学校毎の配置となっていますが、業務の共同処理・センター化等により効率的な管理・運営を図ります。

《 4 9 》

③ 公共交通体系の再構築

新路線や町全域にわたる交通弱者の移動手手段の確保について、検討します。

《 5 0 》

(6) 行政評価システムの活用と目標設定による行政運営の推進

行政活動の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たすため、行政評価システムの活用を図ります。

① 行政評価システムの活用

行政評価システムを活用することにより、事務事業に優先順位をつけ、行政サービスを効果的・効率的に提供します。

《 5 1 》

② 目標を設定した行政運営の推進

「効率的な政策推進」と「職員の意識改革」を図るため、職員が能動的に職務に取り組み、職員自ら目標を設定して管理する行政運営を推進します

《 5 2 》

5. 効率的で健全な財政運営の確立

行政評価システムの活用を図り、事業の選択と集中による予算編成を行い歳出の削減に努めます。公債費負担の適正化と人件費・物件費等経常経費の削減により、効率的な財政運営を図ります。

(1) 中期財政見直し

厳しい財政状況を把握するため、中期財政見直し等を作成し健全財政を目指します。

① 中期財政見直しの策定

財政指標を含めた中期財政見直しに基づき健全な財政運営に努めます。

《 5 3 》～《 5 7 》

(2) 経費の削減

職員のコスト意識を徹底するとともに、公共工事のコスト縮減をはじめとする各種業務全般の経費の削減を図ります。

① 公共工事のコスト縮減

計画・設計・発注・施工・維持管理までの総合的な観点からコストの縮減を図ります。

《 5 8 》

② 公共施設の維持管理経費の削減

省エネ法の改正（平成20年4月）により、事業者に対して義務づけられた中長期計画（3～5年計画）を策定し、実施可能な省エネ器具等の導入を進め、管理運営コストの削減を図ります。施設の管理運営へのボランティア等の参画を進めます。

《 5 9 》～《 6 0 》

（3）財源確保と公平性の確立

未収金徴収体制の見直しを行い、滞納処分の強化、徴収率の目標値の設定、執行停止の推進に市内の横断的体制であたり、収納率の向上を図ります。特に、現年度課税の滞納の防止に重点的に取り組みます。公平・公正の観点から滞納者に対しては長野県地方税滞納整理機構と連携して取り組みます。

また、町・土地開発公社保有地への企業誘致と優良宅地の提供を行います。

① 滞納整理の強化等

町税・上下水道料金・保育料・住宅使用料等の滞納整理を強化し、滞納者への強制執行等の法的手段による収入増を図ることにより公平性を確保します。

《 6 1 》～《 6 3 》

② 保育料の見直し

子育て支援としての保育料のあり方に配慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

《 6 4 》

③ 受益者負担の徹底と金額の見直し

公共工事については受益者負担の原則により、事業の実施方法を考慮して、分担金の適正化を図ります。

《 6 5 》

④ 手数料・使用料の見直し

手数料と使用料は、利用する者としめない者との「負担の公平性」を確保するため、受益の程度に応じた額の設定が必要です。このため、料金算定にあたっては基礎とするべき経費の基準を定めるなどして負担の適正化を図ります。必要に応じて条例の改正を行います。

《 6 6 》～《 6 7 》

⑤ 広告収入の拡大

『広報たつの』『町ホームページ』『ほたるチャンネル』『封筒』等への企業の広告掲載を拡大し、積極的に広告収入による財源の確保を図ります。

《 6 8 》

⑥ 町有財産の有効活用

行政目的の終わった施設や土地等について、他の用途への転用を図るとともに、活用が困難な土地等については、賃貸・売却等を行います。

《 6 9 》

⑦ 町有地の売却

町・土地開発公社長期保有地を売却して企業を誘致することは、町が活性化し雇用促進にも繋がります。商工業誘致及び振興補助金制度をPRして企業誘致を推進します。

《 7 0 》

⑧ 優良宅地の提供

町・土地開発公社保有地等の斡旋・提供については、民間事業者と協力して情報提供を行います。

U・Iターン者の受け入れ態勢を整えるとともに、町内へ住宅を新築する場合の優遇制度を検討するとともに、三方へ通じる地の利を活かして宅地を提供します。

《 7 1 》～《 7 2 》

6. 人事制度の見直しと人件費の抑制

職員の意識改革を図り、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、活用できる仕組みが必要です。能力、仕事に対する意欲、目標の達成度により評価する人事評価制度と研修の機会をより多く提供できる組織体制を図ります。

また、職員定員管理計画により年度ごとに定員管理を設定して人件費の抑制を図ります。

(1) 人材の育成と活用

少数で各事務事業に対応するため、積極的に研修等に参加し職員の資質を向上させ、得た知識を有効に活用することにより住民サービスの向上に努めます。

① 人事交流

人事交流により、職員が経営感覚・コスト意識・サービス感覚等を身に付け、先進的な行政手法や幅広い視野で職務に対応できる体制づくりを図ります。

また、各種研修にも積極的に参加し、人事交流や研修で得た知識・経験が生かせるよう職場全体で活用できる環境づくりを目指します。

《 7 3 》

② 人材の育成と各種研修の充実

行政サービスの提供者であることを自覚し、住民の視点に立ち一步踏み込んだ発想と行動ができるよう能力開発を進めるとともに、時代の変化に対応でき、新たな課題に迅速に対応できる政策立案能力の向上を目指します。

また、意識改革を目指した研修や職員提案制度の活用強化を図ります。

(2) 人員削減による人件費の抑制

一般行政職の職員を削減し行政のスリム化を進め、人件費の抑制に努めます。

① 職員の削減

退職者に対する補充を最小限に留め、効率的な行政運営に努め、新規事業に対しても組織の見直し等により対応し人件費の抑制を図ります。

《 7 5 》～《 7 6 》

② 行政需要の動向による職員の適正配置

組織全体を見直し、職員の適正配置と柔軟な勤務体制により経費削減を図るとともに、新たな行政課題や極めて専門性の高い課題に的確に対応できる人員を配置し、住民サービスの向上に努めます。

《 7 7 》

③ 人事評価システムの導入

「辰野町人材育成基本方針」に基づき、職員が目指すべき方向性を示して、意識の改革を図ります。職員の意欲を引き出し、能力を高めるとともに、努力が報われる人事評価制度の導入を図ります。

《 7 8 》

④ 臨時職員の見直し

臨時職員の採用は必要最低限として、雇用形態の見直しにより経費の削減を図ります。

《 7 9 》

VI. 大綱の取り組みの方法

1. 取り組みの期間

大綱の取り組みの期間は、平成23年度から27年度の5年間とします。

2. 大綱の改定

住民要望や財源措置等を考慮しながら、選択と集中により緊急度の高い推進項目から着手し早期実現に努力します。常に住民視線に立った行財政運営を目指し必要に応じて大綱の見直し、改定を行います。

3. 推進の方法

(1) 町長を本部長とする行財政改革推進本部会に各部会を組織し、全庁一丸となって推進します。

(2) 特に重要と認める事項については、行革3部会において、より掘り下

げた検討・見直しを行います。

4. 進行の管理

- (1) 行財政改革推進本部会において、年度ごとに進捗状況を点検・管理します。
- (2) 毎年度の進捗状況について行財政改革委員会に諮り評価を行います。
- (3) 毎年度の実施状況等を取りまとめ、『広報たつの』及び「町ホームページ」により、積極的な情報公開を行い、住民の皆さんから広く意見をいただきます。

用語解説

アルファベット

●NPO（nonprofit organization）

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利組織。市民活動法人。市民事業体。

カ

●協働のまちづくり

地域の課題解決に向けて、行政単独で解決できない問題がある場合、または住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けての「まちづくり」をすること。

●行政評価

行政評価とは、町が行っているさまざまな仕事について、誰を対象として、何をどのようにしたいのか、その目的を個別に整理し、仕事をした結果、どの程度成果や効果が上がっているかを評価することによって、より力を入れていくもの、やり方を改める必要があるもの、などを明らかにし、今後の仕事の改善に役立て、より良いものにしていくために必要な評価のことをいう。職員が自らおこなうものを「内部評価」。住民や外部などに評価してもらうものを「外部評価」という。

●経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、毎年必ず支払わなければならない経費（人件費、扶助費、施設の維持管理費、公債費）と、毎年入ってくる一般的収入（税金、施設の使用料）の割合をいう。町村では80%程度までが妥当と考えられている。（辰野町の22年度は78.1%）

サ

●財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、地方交付税法の規定により算定した*基準財政収入額を*基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。（1に近いほど財政力が強く財政的に豊かである。1未満だと地方交付税が交付される。平成22年度の辰野町の財政力指数は0.549。）

*基準財政収入額・・・地方公共団体の基準的税収入の一定割合により算出された額で、現実の収入実績ではなく、客観的な基準で算定されているという性格を持つ。

*基準財政需要額・・・基準財政収入額と同様に経費支出の実績でもなく、また、実際に支出しようとする額でもありません。地方公共団体が標準的な水準で行政運営を行う場合に必要とする財政需要を算定した額。

●指定管理者制度

地方自治法に基づく公の施設の管理に関して、従来の公共的団体等への「管理委託制度」

に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度が導入された。なお、この制度においては、民間事業者も含まれる。

●実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業、一部事務組合への支出のうち公債費相当分）の*標準財政規模に対する過去3年間の平均値。（22年度辰野町13.6%。18%以下で協議団体。18%超えると起債許可団体。25%超えると早期健全化団体。35%超えると財政再生団体。）

*標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。臨時財政対策債を含む。

*臨時財政対策債・・・地方公共団体が起こす特例の地方債。

●将来負担比率

標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債（債務）の割合。毎年入ってくる一般的な収入（税金、地方交付税、施設の使用料等）のうち将来どのくらい負債に対する負担（病院、上下水道、一部事務組合、土地開発公社等の負債の町の負担分を含む。）すべきなのか表した数値。

●商工業誘致及び振興条例

辰野町内で事業を営む者（商工業者）を育成するとともに、企業誘致を促進し、町の産業の振興を図る目的で設置した条例。

夕

●辰野町第五次総合計画

総合計画は、地方自治体が策定する町のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画である。辰野町は、平成23年度から平成32年度までの10年間を期間とする辰野町第五次総合計画を平成22年度に策定した。

●辰野町人材育成基本方針

辰野町が目指すべき職員（1. 協働のまちづくりを進めることができる職員。2. 地方分権を進めることができる職員。3. 行財政改革を進めることができる職員。）を育成し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効果的な行政運営を目指す必要から、人材育成に関する体系的な取組を定めた基本方針。（能力開発、人事制度、職場環境づくりにより人材育成を達成。）

●地方交付税

全国どこの地方公共団体でも、一定の行政サービスが提供できるよう、必要な財源を保障するため、国から配分されるお金。

ハ

●パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（パ

ブリック)に意見・情報・改革案(コメント)を求める手続きをいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。

●フレックスタイム制度

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間帯の1つである。当町では、定義どおり行うことでなく勤務時間を「フレックス」=「柔軟な」運用を図る意味で使っている。

□

●ローリング方式

毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

□

●ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了できるように設計されたサービス。